サンフランシスコ講和会議と中ソ同盟 (1949-52) - 東側世界の「全面講和」外交- (3)

松村史紀

Ⅲ 負け戦の戦法 (1951年8月~9月)

1 わずかな選択肢

米英からサンフランシスコ講和会議の招請状を受け取ったソ連は、この会議が結局は西側陣営の単独 講和に終わると観念しながらも、その負け戦をどのように闘うべきか知恵を絞ることになった。

モスクワの眼前には、わずかながらも選択肢が残されていたろう。敗色濃厚な戦場にそもそも赴くことなく、米英が旗を振る講和方式を局外から徹底して糾弾するというのが一案。この場合、中ソそろって米英の非を責めることができる。そうでなければ、議場に入って、その席でみずからの正当性を宣伝し、相手のやり方を詰るというのが代案。しかし、会議に招請されなかった北京との足並みが乱れるほか、米英をまえに敗退したという印象はまず免れまい。たとえ列席しても調印しないとなれば、条約の権利、権原、利益にあずかれないことは論をまたない¹。

いずれも相手の不正を告発するという最終目標に 相違はないが、北京を差し置いてでも講和会議に列 席したという歴史的記録を残すかどうか、重大な決 断を迫られることになった。

8月8日、全連邦共産党中央委員会は後者を選び、「サンフランシスコ会議へのソ連参加は目的に適っている」と決した。即日、モスクワは招請状の回答をワシントンに宛て、講和会議に自国代表団を派遣すると伝えるとともに、返す刀で相手にこう迫った。会議の議事には「代表団による演説、主張の表明」を設けるべきであり、「会議参加代表団すべてに対日講和条約問題に関する提案あるいは草案を提出できる機会を設けねばならない」²。

なぜクレムリンは前者ではなく、後者を選んだのか。これまで対日問題で寡黙を貫いてきたソ連も、1951年5月以降、にわかに積極姿勢に転じ、米英流の単独講和案にたいして、それを全面非難するようになった。これは北京に先んじてモスクワが主導

する外交攻勢であったが、連合国としての地歩をどれだけ固めてきたのかという実績からすれば、自然のなりゆきであっただろう。ただ、ソ連は対日問題に関する意思表明にあたっては、つねに北京の志をそのなかに体現しているという体裁を整えた。

この姿勢の延長線上に今回の決断をみるべきであ ろう。まずはソ連の会議参加が北京の意思を代弁す るものでもあるという前提さえ崩さなければ問題ない と踏んだのであろう。つぎに、たとえ単独講和を押 し切られる公算が高いとしても、会議に赴けば、場 外で各代表団に多数派工作をしかけたり、議場で 非難のかぎりを尽くして相手を責め、自身の正義を うったえたり、議事進行を滞らせることはできよう。 当初より持ち駒は乏しく、できることにもかぎりがあ る以上、会議参加の機会をみすみす失うのもまた惜 しい。米英主導の外交過程にわずかでも乱れが生 じれば、そのことが「単独講和」の正当性に傷をつ けることにもなろう。さらに会議の席上、みずから の対案を披露する場が与えられないという憂き目に あったとしても、それ自体を相手の不正として宣伝す ることができる。

ソ連はこの決断をアジアの同盟国にこう伝えた。 モスクワとしては、北京から支持を得たソ連講和条約草案を「米英草案に対置」するためにも、講和「会議に参加することが目的に適っていると考える」。議場では「中華人民共和国代表を招聘することが義務だという問題を提起する予定である」³。中ソ共闘の最低線を再確認したのは、それが本意であるというのは当然のこと、北京をなだめると同時にソ連の正当性を誇示するためでもあっただろう。

これが同盟国に宛てたおあつらえ向きの説明であったとすれば、本懐は身内に宛てた指南書に表れている。当時、クレムリンは会議に出席する自国代表団に向けた訓令として、つぎのような行動準則を予定していた。

議場ではまず米英の決めた議事を問いただすところから始める。中華人民共和国は「対日講和条約の準備、締結に参加する明白な法的権利」を有するため、同国不参加の条約締結は「不法行為にあたる」。このことを確認したうえで、米英の議事日程第4点にある「代表団の演説、声明」の直前に「対日講和条約の提案についての審議」という文言を追加するよう追る。

つぎに、この提案が受け入れられようが拒否されようが、ソ連代表団は声明を発表し、従来から示してきた基本原則をあらためて列挙する。そのあと「米英草案は以上の原則にもとるから、当該会議で審議するための基礎にはできない」とうったえる。とくに米英案が単独講和で中国を排除するものであり、日本の軍事力規模に制限を設けるものになっておらず、米国庇護のもとにつくられる「侵略連合」に日本を参加させるものであり、米軍による「日本占領の固定化」をもたらしていることなどを指摘する。

その後、ソ連の条約草案の審議にうつる。この審議が拒否されたなら、つぎのように提起する。会議を3ヶ月延期して、問題を米中ソ英外相会議に委任するとともに、積極的に対日参戦した全諸国が参加して新たな条約草案を準備されたい。さらに、この提案が拒否された場合には、米英草案の検討には加わらず、修正案を提出する必要もない。

最終的に米英草案が多数によって採択されることになれば、同条約が「米国の押しつけたものであり」「新しい戦争を準備する」ものであるから、ソ連としてはこれに調印できないと声明を発する⁴。

クレムリンは多数講和が成立するさまを一点の曇り もなく見通していたから、これは負け戦と悟りなが らわずかでも善戦できる戦法を探ったというべき訓 令案であった。講和会議までの残り1ヶ月弱、この 戦法を洗練することに貴重な労力と時間を費やすこ とになる。

2 戦法の洗練化 ――具体的対案

ソ連がサンフランシスコ講和会議に代表団を送り 込むという回答は、米英にとって予想外、両者に強 い衝撃を与えることになった⁵。両国は講和会議に おけるソ連の遅延、妨害工作を防止するために、あ わてて策を弄した。米国国務省は自国議会の議事 方式に倣い、議事規則と議長権限をもってソ連の妨 害工作を抑制しようと考えた。それによると、議事 規則さえ採択してしまえば、議場での意思表明はその規則の示す事項に制限され、各代表の発言についても議長裁定によって制約を受けることになる⁶。

米英が思索を重ねるかたわら、モスクワでも戦術に磨きをかける努力が続けられた。スターリンは従来の姿勢にあきたらず、「米英草案が講和条約草案として根拠薄弱であることを示したうえで、それを覆すための修正を加えることが不可欠」だと意気込み、ヴィシンスキー外相がその指令を請け負った⁷。

これまで相手の非を責めることに労力を費やしてきたモスクワも、ここにきてようやく米英草案に具体的で詳細な修正をほどこすにいたる。同じ日本中立化構想を持ちだすにしても、威勢だけよいが空虚なスローガンに堕するよりは、具体的な条件を盛り込んで西側大国に突きつけるほうが、みずからの正当性を誇り、日本内外の世論にうったえるうえでも好都合であったろう。反撃の効用という点からみれば遅きに失したというほかないが、最初に大上段に構えてみせたあと、ようやくいま細かい技をくり出す段になったと理解するなら、これは自然ななりゆきであったともいえる。

まず、ソ連外務省は米英の講和原案にいくつか修正を加えた。領土問題でいえば、米英が明示したがらなかった規定を当然のごとく盛り込んだ。たとえば、日本が満洲、台湾、澎湖諸島のほか、東沙、西沙、中沙、南沙各諸島にたいしても中華人民共和国の完全な主権を承認するよう求め、南樺太とそれに付属する全諸島、千島列島においてはソ連の完全なる主権を承認するよう迫った。

日本からの外国軍撤退についても、その徹底を 迫った。米英原案では日本とのあいだに協定さえ結 ばれれば、外国軍の駐屯が継続して認められること になっていたが、モスクワはその逃げ道を断った。「連 合・同盟国の軍隊はすべて最大限早期に、いかなる 場合にも当該条約の発効から90日を超えることなく 日本から撤退し、その後は連合あるいは同盟国の一 国であっても、その他いかなる外国であってもその 軍隊あるいは軍事基地を日本領土におかないものと する」として、例外なき撤兵を掲げた。

日本の賠償義務については、米英が日本の経済 復興に配慮して、いわゆる「役務」賠償を求めてい たが、これについてもソ連はあくまでも原理原則を 重んじた。「日本は連合あるいは同盟国にたいする 軍事行動によって、またいくつかの連合あるいは同 盟国の領土占領によって生じた損失を賠償する義務 を負う。日本が支払うべき賠償の規模とその源泉に ついては、関係諸国の会議で検討しなくてはならな い。そのさい、日本占領下におかれた諸国――中華 人民共和国、インドネシア、フィリピン、ビルマー が参加しなくてはならないし、当該会議には日本も 招請する」。とくにアジア地域を舞台にして全面講和 のすそ野を広げようとするソ連にとって、この条項は 重要性を増していたのか、このとき初めてこの項目 の修正を西側に突きつけることになった。この文面 は何を示唆しているのだろうか。損害を賠償すべき だという原則だけは譲らないものの、モスクワはその 内容にはあまり関心を払っておらず、むしろアジアの 多数国が参加する「会議」を招集することに重点を おいている。賠償の内実はともかくも、多数派工作 の素地をつくっておいて、英米主導の講和をすこしで も牽制するということだったのか。

つぎに、米英の講和原案のうち第3章(安全保障項目)、第4章(政治経済項目)内に設けるべき新条項も考案された。これは「戦後の原像」(進藤祭一)たる高邁な理想を説くものであるが、なかでもきわだったものを挙げておこう([]内は該当章)。

「日本は人民から民主的権利をはく奪することを 目的にした政治・軍事あるいは軍事訓練組織であろ うと、ファシズム的・軍国主義的組織を日本領土内 に復活させることを許さないと約束する」[4章]。

「日本は対日参戦国のいずれかに敵対するいかな る連合あるいは軍事同盟にも参加しないと約束する」 [3章]。

「日本の陸・空軍・海軍兵器は自衛任務に専念するよう厳しく制限される」。 陸軍は約15万人、海・空軍は約2万人とする[3章]。

「日本がいかなる形式においても軍事力の必要性 ―その内実については日本軍事力の規模について 規定した当該条約第_ [ママ] 条のなかで日本に許 可されているものである――を超える規模で住民の 戦闘準備を実施することを禁止する」[3章]。

「日本は以下のものを所有、製造あるいは実験してはならない。(I) あらゆる種類の核兵器、その他細菌・化学兵器をふくむ大量破壊手段」など[3章]。

「日本の平和産業の発展、日本と他国との通商 発展、日本の平和経済の必要性に応じた原料への アクセス、これらにたいするいかなる制限も日本に課さない。同様に、通商航行と商船建造の発展にたいするいかなる制限も日本には課さない」[4章]。

「宗谷・根室・津軽・対馬海峡は非軍事化しなければならない。当該海峡はあらゆる国家の商船航行にたいしてつねに開放される」[3章]⁸。

さて、モスクワの対案には依然として原理原則を 重んじる条項がならぶが、案文を具体化しただけ あって、それなりの決断が文面にもにじむ。

すでに日本の非武装化という原則から逸脱し、自 衛の範囲に限って再軍備することを容認してきたモス クワであったが、これまではその範囲を明示すること もなく、日本がみずからそれを決定することも認めな かった。しかし、日本にもっぱら中立の地位を求め る以上、自衛の範囲を具体化することが、在日米軍 撤退を求めるのにも好都合だとみたのであろうか⁹。

また、たとえ単独講和に終わろうとも、今後の日 ソ交渉をにらんで通商関係、商船の自由航行を確保 するなどの願望を伝えることにも余念がなかった。

このようなクレムリンの決断と前後するようにして、 北京もまた対日講和に関する声明を発表した。8月 15日、周恩来外相は従前の立場を基調にしながら、 西側大国を難詰する語調を強めてこう述べた。米英 の講和草案は「単独講和の産物」であって、中華人 民共和国を連合国から排除している。米英案では日 本の軍国主義復活を防止するための保障はなく、日 本を軍事基地、従属国、植民地にするものである。 領土問題も以前からの批判をくり返した。米英案が 「中ソ両国を敵視する」ものであることは十分に証明 されるとして、相手に道理がないことを説いた。

なかでも注目すべきは、モスクワがにわかに賠償問題に熱を上げはじめたのと足並みをそろえるようにして、北京もこの問題で西側を責める語気を鋭くしたことであろう。いわく、米英「草案は日本が原則的に戦争で引き起こした損害および苦痛にたいして賠償しなければならないことを認めているが、同時に健全な経済を維持するうえで日本に賠償能力とその他義務を履行する能力が欠乏していることについても述べている」。「米国政府は日本の侵略被害を受けてきたその他諸国にたいして日本に賠償を要求させないようにしている。日本の賠償能力とその他義務の履行能力を維持するために、引きつづき米国独占資本に搾取をやらせることは公言できない苦衷で

110 松 村 史 紀

ある」。「日本に占領され、甚大な損害を被り、みずから回復をはかることの難しい諸国は賠償を要求する権利をもつべきである」¹⁰。西側大国が敗戦国に配慮するさまを断罪し、全面講和の舞台で旧敵国の戦争責任を求めるにふさわしい表現がならぶ。

3 戦法の洗練化 ――議場の工作方針

追りくる講和会議をまえにして、対案をいくらか具体化したモスクワであったが、それでは物足りないとみたのか、議場あるいは場外でどのようにふるまうべきか、なおも検討を重ねていた。勝算のない闘いに挑むにしては過度な熱の入れようだが、正統性ある足跡を歴史に刻もうとするなら、その一挙手一投足に神経過敏になるのも無理はない。相手の出方ひとつで、こちらのふるまいにも傷がつくというものである。

場外では仲間を増やして共闘工作に勤しむも、議場では相手の身勝手な行為をきわだたせるため、こちらはいくらか自制して成熟した態度をみせようと懸命になった。

まず、会議前の工作をこう考案する。「会議の議 長役に関する問題については積極姿勢をとらない」。 事実上、米英の主導を黙認する覚悟を決めたことに なる。ソ連による議事進行の攪乱ばかりを恐れてい た米英にとってはこれまた予想外の戦法となる。

相手が議事を司ることに無用の抵抗はしまいと諦 念を決め込んだソ連だが、場外ではうって変わって 多数派工作をくり広げることに執着した。論点ごと にいくらか温度差のある対応を準備した。まず「中 華人民共和国代表団の招聘については、ポーランド、 チェコスロバキアのほか、インド、インドネシア、ビ ルマなどの各代表団が当該問題に関するソビエトの 提案を支持するよう、事前に合意達成するよう努め ねばならない」として、この任に最優先の地位を与 えた。つぎに「ソビエトの提案――外国軍による日 本占領停止、同軍の撤退――にたいする支持につい ても、またいずれかの外国の軍事基地が日本領内に 保持されることを許容できないという点についても、 上記代表団と合意達成できるかどうか、その可能性 を明らかにしなくてはならない」〔傍点引用者、以下 同様〕として、優先順位を一段下げた。前者に比べ ると、やや難度が高いと判断したようにみえる。さ らに優先度の低いところに賠償問題をおいた。いわ く、「日本の賠償に関するソビエトの提案については、 上記代表団のほか、フィリピン代表からも支持が得られる可能性があるかどうか明らかにせよ。ただしこの点に関するわれわれの方式が必須ではないという点は公言しないこと」。ここにはふたつの自制が潜んでいたのではないか。まず、こちらの要求は頑なに守りぬくというものではなく、譲歩もありうると想定する。しかし、つぎにその譲歩を売り込んでまで一部代表団からの支持を取り付けることには拘泥せず、相手の出方を見定めればこと足りるという抑制的な態度をとっているからである11。

さて、事前工作のあとやってくるのは本会議である。米英が議場で主導権をにぎるとなれば、それを 覆すことは至難、そこでみずからの主張が結局は空振りに終わるだろうと観念したうえで戦術を組み立てた。「われわれの修正点を審議することに反対意見が出た場合、あるいはその修正点が拒絶された場合、また内容の審議を経ずに条約を調印するという提案が出た場合」、こう言明する。審議拒否は「国際会議を実施するうえでの基礎的な、一般的な民主的原則を侵害することになる。そのような拒絶は対等な会議参加者にたいして英米の対日条約草案を強要する試みにほかならないだろう」。会議で守勢に立たされるなら、いっそのことその不条理をうったえることに腐心せよというわけである。

ただ、ソ連の提案が会議で審議されないとも限らない。その場合には「中華人民共和国の会議招聘問題、またつぎの諸問題の修正をめぐる審議に同国を招聘するという問題に焦点をあてねばならない」として、「領土問題。平和条約調印後の占領停止と日本領土からの外国軍撤退。外国が日本領土に自身の軍隊・軍事基地を所有することの禁止。日本が連合あるいは軍事同盟に参入することの禁止。日本の民主化・非軍事化。日本の経済発展と日本と他国との関係発展の自由に関する」問題をそれぞれ列挙した12。これは審議に期待を寄せるという姿勢からはほど遠い。北京不在のまま正統性ある審議など望めないという会議のありかたそれ自体への否定であろう。

だから「条文ごとの表決あるいは対日平和条約の 米英案全体についての表決について、もしアジア・ヨーロッパ代表団の一部がこの提案をとり上げないのな ら、[ソ連]代表団はこれを提起してはならない」と 釘を刺し、西側の提案を端から相手にしないという 態度を決め込むことにした ¹³。

議場を去ったあとも、代表団の仕事は終わらない。「会議退去後、代表団は記者会見の実施に関して決定権をもつ。その会見においては、米英の平和条約案にたいするわれわれの基本的修正点に言及したうえで、英米の対日条約案に非難をくわえ、対日平和条約に関するソビエト連邦の立場を説明することになる」¹⁴。機会と場所をみつけては宣伝工作に勤しむというのが代表団に負わされた任であった。

元外交官カピーツァはその事情をこう回顧する。「ソビエト政府としては、会議の演壇を利用して米国の条約草案の非民主的性格を暴露し、全世界にむけてソビエト連邦の立場、民主的で平和的な解決を達成するための道程を説明するよう決意した」¹⁵。

ソ連が会議に参加するという決意こそ西側世界に とって予想外であったが、クレムリンの交渉戦術に 奇異なものはあまりなく、当時多くのものがそれをい くらか正確に理解していたといえる¹⁶。

区 講和会議の外交戦 ──議場の抵抗三たび1 事前の懐柔策

クレムリンの講和会議戦術には早くも暗雲が立ち込めた。ポーランド、チェコスロバキアとの共闘は手堅いとしても、事前工作の頼りにしていた重要な二国—インドとビルマ—が講和会議の出席を拒否したからである。残るインドネシア、フィリピンについても、見通しは不透明であった。

なによりもワシントンがソ連の妨害工作に警戒を覚え、東南アジア諸国への懐柔に余念がなかった「7。9月2日、サンフランシスコに赴いた吉田茂全権と早々に面会したアチソン国務長官はこう伝えた。「ソ連及びその衛星国はさておいて東南アジア諸国に態度不明のものが多いということは米国の大いに関心をもつところである。フィリピンは調印すると思われる」。「インドネシアはどちらかといえば調印しない方に傾いているように思う。米国は日本がこれらの国々が条約に調印するように応接し外交力をはつきりしてほしい」。当該「諸国は第十四条(賠償)に不満なのである。だから日本は第十四条について、心よく、誠意をもつて同条の義務をひきうけ、その実施について交渉するという態度をとつてもらいたい」8。ただ、支払額の確約までは不要とした。

そこで「吉田首相はできるだけ講和条約案の賠償問題について不満を持つ国々の首席代表を訪問した」¹⁹。4日午前、インドネシア外相スバルジョのもとを訪れた吉田はこう伝えた。「貴国のクレームを出来るだけ満足させたいと考えているが日本の経済復興は未だ完成せず其処に困難がある。然し日本政府としては直に又何処に於ても交渉開始の用意がある」。役務賠償への理解を求めながらも、個別の会談を用意することで相手の懐柔をはかるという策であった。同席した松井秘書官は会談録の「備考」にこう記した。「この会見は極めて友好裡に行われインドネシア側も十四条について或程度の満足が得られれば条約に調印するであらうとの印象を得た」²⁰。

直後、吉田はフィリピン外相ロムロとも面会しているが、やはり同じ主旨を伝えた。だが、このときはフィリピン国民が「今次条約の賠償条項は極めて不満足である」などことのほか厳しい言葉をあびた。会談録の「備考」にはこうある。「この会談はインドネシアの場合に比しロムロ代表の発言極めてアグレシーヴであり賠償に対する関心の度合の強烈さを痛感した。然し条約の調印をする意思は明僚にして居た事は特筆に値えしよう」²¹。

日本全権団は約束どおり、それぞれの代表部との 個別会談に応じた。すくなくとも両国が米英の条約 草案に真っ向から逆らうという姿勢でなかったことだ けは確かであろう。結局、モスクワの有力な支えは 東欧二国をおいてほかになかった。全体会議が始ま るとその事情がいっそう浮き彫りになった。

2 鉄壁の鋳型

終戦後、廃墟と化した日本が数年をへて、ようやく国際社会に復帰することになった外交舞台は意味深長な場所であった。吉田茂全権はこう記す。「日本独立の新しい歴史の第一頁が開かれんとする平和条約調印会議は、九月四日から八日まで、サンフランシスコ・オペラハウスで開かれた。この建物は曽て国際連合憲章が生れた場所である」²²。

戦後平和を希求した場所で旧敵国の国際復帰を 寿ぐことになるなら、これほどの慶事もなかっただろ うが、すでに東西の亀裂は深刻化、今次の会議は その変貌を色濃く映す舞台となった。

西側世界を率いるワシントンからすれば、対日講 和とはみずから主導した占領事業の完工式にほかな らず、その施工が正当なものであるとことさらに宣伝する必要があった。トルーマン米大統領は開会の辞でこう説いた。「米国は主たる占領国としてこれらの目的[日本の再侵略阻止、平和的・民主的国家としての日本再建]を遂行するための特別な責任を与えられた。それが達成されたというのがわれわれの判断である」。当然、「関係諸国間に意見の相違」はあったが、「いまわれらの眼前にある[米英草案の]条約条文は、相違点を調和させるべく多数国間で実施された長きにわたる忍耐づよい交渉の産物である」。「講和条約は主権国家としての日本が国際連合憲章のもとで自衛権、そして他国との防衛取決めに加入する権利を有すべきことを認めている」。その他、過度の賠償を避けるよう配慮を求めた²³。

9月5日午前10時、第一回全体会議が始まると、 米国は異論をさしはさむ余地を狭め、会議の進路 が調印のみに向かうよう鋳型をつくりあげた。冒頭、 アチソン暫定議長は各代表団が会議列席にあたり 提出した「出席宣言」が「11ヶ月の交渉から生まれ た文面」であり、各位が「調印を目的にしてここに 来訪されたという文面」であることを確認した。こ なすべき論争はすでに会議前に終え、今次の会議 がめざすは調印のみ、それを承知したものだけがこ こに集っているという端的にして冷厳な確認である。 ただ「多数の連合諸国」からの「希望」に応じ、条 約あるいは平和の抱負に関する「公的かつ正式な声 明を発する機会」を与えることは認めたが、これは 異見と論争を許すという類のものでは無論ない。同 時に議事規則案を提起して、議長が議事進行を厳し く制御できるようにした。その規則によれば、会議 の任務は6点に制約される(第17条)。「参加代表 団による声明」はそのひとつであるが、その声明も「一 時間を超過せず」英米草案の「条文に準拠する」こ とが求められた(第18条)。さらに「いかなる代表 団あるいは代表も事前に議長からの承認を受けるこ となく会議で演説することはできない」とされた(第 19条)。以上の戦術はクレムリンの妨害工作を防ぐ 鉄壁として設けられたものにほかならない²⁴。

議長の采配は吉田全権にも鮮やかな印象を残した。「万事は[アチソン、ダレス] 両氏より聞いていた通りに進行し、共産国側が抗議や修正を持ち出せば、アチソン議長は厳然として、しかも手際よくこれを捌いてしまった」とかれは往時を回想する²⁵。

3 抵抗の序幕

当の東側世界はこの舞台にて彼我を正邪に分け、 その記録を歴史に刻もうと意気込んだ。その目的に 奉じるのに妨害工作の成否は些事、抵抗した足跡を 残すことこそ重大な任であっただろうし、その山場 は三たび訪れた。

なかでも見せ場があったとすれば、最初の二回、 しかもその一部分であろう。当該会議が異見をぶつ けあって妥結にたどりつくという類の会合ではなく、 既存の条文を締結することに主眼をおいている以 上、議論は時間の経過とともに深まりをみせることは ない。むしろ冒頭のはでやかな、毒々しい陳述にこ そ人目を引く意義が期待できるというもの、傾聴す る姿勢が相手にみられない以上、同じことでもくり 返すほかなく、演説はやがて退屈な反復に終わる。

さて、事前準備の結晶が抵抗の序幕を飾ることになる。第一回全体会議でのやり取りが一部前後するところもあるが、東側諸国の抵抗戦術をひも解けば、そこに一貫した論理をみつけることができる。

まず、米英の定める議事規則そのものへの挑戦が前提にある。ソ連代表団が当該規則の重要性を正しく把握できず、議場での抵抗が意外にも脆かったというのがこれまでの標準的な評価であった²⁶。実際、議事進行を司るアチソン議長のまえで東側はむなしく抵抗を続けたようにみえる。しかし、負け戦を覚悟で乗り込んできたクレムリンの使者にとって、そのことは織り込み済み、むしろ相手が異論にとりあわず、なかば強引にことを運ぶという身勝手なさまをうまく演出することに心血が注がれた。

現にグロムイコ代表は米国流の議事規則が議場の流れを制することを理解したうえで、こう詰った。「われらは米英が提案している議事規則を知っている」。これは「議事規則に一定の経験を有するものが準備したもの」であり、「会議に参加した代表団の権利を可能なかぎり制約するために準備されたもの」である。米英案では「各代表団が一度きりの発言権、しかも限られた時間しか与えられていない」。「よって条約草案をめぐって代表団どうしで意見交換する機会はきわめて制約される」。「各代表団の声明に時間の制約を設ける根拠はない」し、「議長からあらゆる許可を得ねばならない」というのはばかげている。

当該会議で意見交換がいかに必須であるのか、

グロムイコは熱弁をふるった。米国政府は多数諸国と「長期にわたり相談を重ねてきた」というが、「公然と真に議論するための条件を兼ねそなえた会議」にて公開討論するのとはほど遠い。その証左として、まずインド、ビルマなど多数の利害関係諸国はみずからの見解が米英草案に反映されていないという理由から会議参加を拒絶した。つぎに「中国が条約問題の事前協議にまったく参加してこなかった」。さらにソ連の主張、提案もなにひとつ米英草案に反映されていない。議場で建議できるという「権限こそソビエト連邦が当該会議に参加した根拠である」27。

ソ連代表団からすれば米英の議事規則が不当なものである以上、その規則は「正当」に定めねばならない。そこで引いた最大のカードが中華人民共和国の会議招請問題である。グロムイコは矢継早に持論を展開した。「議事規則はまだ採択されていない」、「中華人民共和国政府の招請問題は当該会議の構成に関わる問題であり、この問題を最初に議論すべきことはあまりに明白である」。「議事規則を議論するにあたっては、参加権を有するあらゆる政府が同規則を議論できるものでなければならない」。かれは北京不在のまま講和条約を検討するのも締結するのもありえないとして、同政府への「招請状」送付を建議した。その根拠を四点にわたって滔々と語るかれは盟邦への忠義をみせた。

まず「中国人民を唯一合法的に代表する中華人民 共和国」は講和準備に利害関心をもつ。つぎに「日本侵略から最大の損失を蒙」り「独力」で対日戦を 戦ったのが中国にほかならない。また「対日戦争お よび対日戦後処理の遂行問題に関わる国際的合意」 の「主要当事国の一国が中国である」。さいごに北 京政府自身、1951年に二度声明を発し、講和条約 の参加・締結に関する「合法的権利」と強い関心を 示した。以上、国民政府にも該当する論拠を一部混 ぜねばならなかったあたり、かえってその立論の難し さを露呈したようにもみえるが、参加すべき「中国」 がこの席についていないという論拠としてはこれで十 分だろう。とくに「戦闘で最も深刻な被害を蒙った 国家の代表が不在」だという指摘は、当該講和会 議の虚を衝くひとつの見せ場であったろう。

しかし、アチソン議長はこの抵抗になんら怯むことなく淡々と片を付けた。かれは議事規則の採択如何が現時点での議題であるから、北京招請問題を議

論すべきだという提案が不適切だと裁定を下し、この裁定にたいする賛否を投票にかけた。結果、賛成36票、反対3票、棄権2票で難事を切り抜けた²⁸。

議長が冷徹にことを運べば運ぶほど、その意義がきわだつことになる「正論」をソ連は用意していた。歴史に名を残す数々の国際会議を俎上にのせ、今次の会議がいかにその正統な議事進行方式にもとるのかを訴えたのである。熱心な事前準備の痕跡をとどめたこの戦術には東側諸国の連携が冴えた。

ポーランド代表がその口火を切った。「国際関係 で受容されている原則にしたがえば、議事規則は最 初に議論を尽すべきである」。「過去の重要会議にお いて、すべてこれが常用の方式」であったとして、ヴェ ルサイユ会議、パリ講和会議 [1946年]、各種の汎 アメリカ会議を例示したほか、1907年、第二回ハー グ会議終盤で議事規則を準備する特別委員会の招 集が決まったことに言及した。そこで同代表は「議 事規則作成のための特別委員会 | を設置するよう提 案した。グロムイコはその案を「有用」だとして賛同 しながら、「国際会議で普遍的に承認されている原 則、多くの国際会議また国際連合の一般会合にて 利用されてきた原則」に照らして、米英作成の議事 規則を一部訂正すべきだと迫った。つづけてチェコ スロバキア代表もポーランドに賛同するとともに、そ の提案に肉付けをした。それは政治、経済、軍事、 文書作成の四分野でそれぞれ委員会をつくり、各委 員会が本会議にたいして報告するという案であった。 グロムイコはここで予防線を張った。かりにポーラン ド案――つまり議事規則を審議するための特別委員 会設置――が通らなければ、ソ連は米英流の議事規 則にいくつか訂正を求めるとしたのである。

ポーランド、チェコスロバキアそれぞれの提案は 投票にかけられたが、予想に違わず、いずれも賛成 3 票、反対 44 票で否決という憂き目にあった ²⁹。

特別委員会での審議がかなわないとなれば、議事規則そのものを修正するほかない。グロムイコは数点にわたり訂正を呼びかけた。まず、各代表団に課せられた声明発表時間の制約を撤廃せよと迫った。また「討論終結の問題解決手続き」については国連総会の議事規則に沿うべきだとした。抗う機会をなにひとつ得られないまま討論が打ち切られるのを防ぐため、討論終結の提案をめぐる投票に入るまえに「二名を超えない発言者に討論終結にたいする

反対意見を表明する機会」を与えるという趣旨であった。さらに議場の回覧文書をすべて会議記録に添付せよと求めた。現行の米英案では議長の承認なくして文書の添付は望めない。みずからの回覧文書を正式な記録に組みこむには、議長によるいっさいの介入を排除しておかねば、その保証は得られない。

しかし、いずれの案も奮闘むなしく投票で敗れた。 なによりも米英の議事規則案をめぐる論争を終結せ よと迫る動議が出され、投票の結果、賛成25票、 反対8票が投じられ、東側諸国の反抗を尻目に審 議は打ち切られることになった30。

4 抵抗ふたたび

全体会議初日の午後15時、第二回会議が始まり、 米英全権が講和条約案の説明にあたった。

東側諸国にとって、午前の部が当該会議の正当性に疑念を呈する機会であったとすれば、午後の部は米英の条約案に立てつく場であった。米英の説明が終わると、グロムイコが意見陳述に立った。その趣旨は先月準備した条約修正案の引き写しであるから上述の域を出ず、ここでは結論を概略すればこと足りる。ただ、論述の順番は問題の重要性をそれなりに反映しているから、それを一考する価値はあろう。

結論 9 点のうち、じつに最初の 4 つまでが同種の 断定を示すために割かれている。米英案によるかぎ り、日本が米国と結託して再侵略の道をあゆむこと は必至だという論である。まず「日本の軍国主義復 活を阻止」するための保証が米英案にはみられない。 つぎに同案は「事実上、外国の占領軍撤退につい て規定して一おらず、「講和条約調印後も外国軍の 日本領土駐屯、そして日本における外国の軍事基地 保持を固定化させるものである」。また、かつての対 日参戦国いずれに敵対する連合であっても日本がそ の連合に参画してはならないと米英案は規定してお らず、「米国庇護のもと極東でつくられている侵略連 合に日本が参画する道を開いている」。さらに「日本 の民主化に関する規定」などを欠いた米英案では「戦 前のファシズム制度が日本に復活する直接的危険を もたらす」ことになる。

4点の主張を終えたところで、ようやく領土問題が 額を出す。中国、ソ連に関する陳述がそれぞれ並ぶ。 その後、経済問題に話がおよび、日本経済が「外 国独占体に隷属」していると責める。つづいて賠償 問題、「日本占領の被害諸国がその蒙った被害にたいして求めた日本賠償の法的要求」を米英草案が事実上無視している」とする。末尾は「米英草案は平和の条約ではなく、極東における新戦争準備の条約である」という冒頭4点の論述を凝縮するような表現をもって結語は終わる³¹。

この結論の構成はなにを表しているのか。領土問題など細かい条件をならべた箇所はあるが、やはり重点はその原則——日米軍事結託の不当さ——におかれていただろう。米英が議場にてソ連との審議を忌避していたとすれば、それはクレムリンとて同じこと、西側との妥決を端から嫌い、細かい条件闘争よりも派手な非難を好んだ。原則論にこだわるあたり、その事情をあますことなく物語っている。

さて、グロムイコの演説もいまや高潮に達するかという件、スペンダー副議長が水を差してこう尋ねた。ソ連「代表は条約草案にたいする修正動議を提起されているのか」。かりにそうなら議事規則違反になるというのがこの言の含意である³²。グロムイコはとっさにこう切り返した。「わたしは宣言を発しており、みずからの立場を擁護しているのだ」。それを聞いた副議長は発言をつづけさせた³³。

クレムリンの使者がとったこの態度はなにを示しているのか。かれは自身の陳述が修正案にあたるともあたらないとも断言せず曖昧に終始したが、それにより発言の機会を守った。異議申立てという「実」を得るため、米国主導の議事規則という「名」で譲歩するのを厭わなかった。ソ連代表団がサンフランシスコに赴いた戦略目的がここに結晶していた³⁴。

5 さいごの抵抗

その後会合を重ねるも、まとまった抵抗の機会はなく、9月7日20時、第八回全体会議を迎えた。その舞台裏、日本代表団は米国からの要請を受け、当初予定していた吉田全権の演説英文原稿をあわてて邦文版に差し替える作業に追われていた。できあがったばかりの原稿を手に条約受諾演説に立った吉田はこう述べた。「過去数日にわたってこの会議の席上若干の代表国はこの条約に対して反対と苦情を表明されましたが、多数国間に於ける平和解決に当ってはすべての国を完全に満足させることは不可能であります」。つづけて領土問題などの不満を口にしたほか、会議に出席しなかった、あるいはできなかっ

た「中国」を含むアジア諸国に遺憾を表した³⁵。

日本政府が多数諸国による講和を受け入れる姿勢を明らかにしたこの席で、おそらくさいごとなる抵抗の機会が東側諸国にめぐってきた。異論はすでに提出済み、ここではその修正意見に取り合うよう執拗に求めることになった。しかし、議事規則という鉄壁は易々と崩せるものではなかった。

ソ連からの要求に面したアチソン議長は5日午後の議事を想起した。スペンダー副議長が「条約にたいする修正を提起しているのか」と尋ねたとき、ソ連代表は「意見陳述している」と発言したから「いかなる点においても条約にたいする修正動議あるいは提案というものを議長は受け取っていない」。よってソ連の提起する問題には「お答えできない」36。これは端的にして冷淡な門前払いであった。

グロムイコはもはや無理を承知で、なかば議事規 則を無視しながら強弁を重ねるほかなかった。「わ れらの修正案はソビエト代表団の宣言の一部として 当該会議に提出されている」から、その「修正案お よび追加的意見」をこの会議で議論し、決定すべ きである。しかし案の定、議長がこれを頑なに拒み、 議論も投票もならないと裁定を下したため、ソ連代 表は「議長の決定に抗議、挑戦」すると噛みついた。 ポーランド代表がここで応戦し、議長の裁定が「過 去 100 年間に行われた国際会議のあらゆる原則に反 する」と数日前の持論を蒸し返した。この前後、グ ロムイコも「最重要の問題のひとつ」が「日本軍国 主義の再来防止」であるなど2日前の陳述を執拗に 反復した。内容に新味がない以上、これは意味の 薄い饒舌にすぎなかったが、それだけに執念ぶかい 反抗姿勢を印象づけることにはなっただろう³⁷。

6 条約調印式

東側諸国のふるまいは会議記録にこそ刻まれた が、妨害工作としてはどこまでも無力であった。

9月8日午前10時、講和条約調印式が挙行された。吉田茂は式典のようすをこうふり返る。「アルファベット順に署名した連合国代表が、ヴェネズエラ全権を最後として四十八ヵ国八十数名全部のサインを終るや、『ジャパン』と一きわ高く呼ぶケルチュナー事務総長の指名に応じて、私、池田、苫米地、星島、徳川、一万田の日本全権が署名を終えた。その後アチソン議長は静かな落ち着いた調子で、閉会の挨拶

を述べたが、その中で『アワ・フレンド・ジャパン』(われらが友邦日本)という言葉を使ったのが、私の印象に深く刻まれた|38。

周知のとおり、同日午後5時、米陸軍第六軍司令部で日米安全保障条約の調印式が催された。同じく吉田の回顧によれば、「式といっても日米両国だけのことであるから頗る簡単で、先ず米国代表アチソン国務長官が立って『この条約によって太平洋の安全保障の第一歩が踏み出される』と述べ、ついで私が『この条約は非武装、無防備の日本の安全を保障するものである』という趣旨の挨拶をした」³⁹。

さらに当日のソ連代表団についてもこう書き留めている。グロムイコは調印式には欠席し、その「会場たるオペラハウスの隣りにある在郷軍事会館に陣取って、新聞記者団と会見を行い、各国代表が順々に調印しつつある条約に対して、『あれは新しい戦争のための条約である』との悪罵を繰返していたということである」⁴⁰。クレムリンの使者はすべて予定どおりに負け戦を戦うことでその任を果した。

区 余波 ──外交戦敗北のあとで

1 単独行動への牽制

華やかな外交舞台で「単独講和」を押し切られたあと、東側世界にいくつか余波が押しよせた。ひとつはモスクワと北京のはざまに生じた齟齬である。

クレムリンは議場にて北京との共闘姿勢をことさら力強く演出したが、盟邦の不安は易々と拭い去れるものではなかった。公開資料が依然制約されているため、その断片を垣間みることしかかなわないが、講和会議に参加したソ連の単独行動を危ぶむ声が中南海であがっていたとしても不思議はない。講和条約第26条は、連合国であれば「この条約の署名国」でなくとも「この条約に定めるところと同一の又は実質的に同一の条件で二国間の平和条約を締結する用意」が日本にあると謳う。「但し、この日本国の義務は、この条約の最初の効力発生の後三年で満了する」ことになる41。

たとえその可能性は低くとも、二国間条約締結までに3年という期限が設けられた以上、ソ連がなんら単独行動に出ないという保証はない。そればかりか、対日講和問題についていえば、北京の眼前に広がる景色はどこまでも暗かった。論理のうえでは、ソ連が単独で日本と条約を結ぶ道は残されているが、

東京が講和相手に台北を選ぶとなれば、北京が締結できる対日講和条約は事実上なくなってしまう。

たしかに、サンフランシスコ講和会議直後にはわずかに不透明な状況が残されていた。10月30日、吉田首相が国会にて講和相手の選択権を行使するにあたって客観的必要と中国情勢を勘案すべきだとして、日中の将来を軽々しく決定すべきでないと述べる一幕があったからである。しかし、国民政府が台北駐在米国公使ランキンに抗議したほか、ワシントンの姿勢も頑なで、米国は早々にこの件で決着をはかった。同年末、ダレス特使が訪日して吉田を説得すると、翌年1月、いわゆる「吉田書簡」が発表され、日本が中華民国と二国間条約締結の意志をもっていることがあらためて明らかにされた。2月中旬、双方は条約締結交渉を始め、4月28日、サンフランシスコ条約発効のじつに7時間前、台北賓館にて日華講和条約の調印式を執り行った42。

この前後、毛沢東は焦燥にかられたのか、モスクワの単独行動を牽制するようにして、いくつか布石を打っている。1952年3月末、かれはスターリンにこう告げた。「不法な米日講和条約が締結されたことに鑑みれば、とくに米日[安保]条約が危険であることに鑑みれば、ソビエト軍を旅順口地区に駐屯させ、1952年末になっても旅順口から撤退しないようソビエト政府に要請する根拠と必要性が中国政府にはある」⁴³。中ソ間の合意によれば、同年末には在華ソ連軍が撤退する予定であった。毛はわざわざこの決定を反故にしてまで、在華ソ連軍と在日米軍を等価のものとして双方が対峙する状況をつくりだそうとしたのである ⁴⁴。

スターリンはこのような条約違反が外部世界に悪 影響を与えることを懸念して、この問題ではあくまで も受動的あるいは消極的な態度に終始した。

8月中旬、周恩来外交部長が訪ソし、この問題で 決着をはかる。かれは在華ソ連軍の撤退時期を「外 国軍が日本から撤退するまで延長する」よう求め、 あくまでも在日米軍と在華ソ連軍の同時撤退にこだ わった。ところが、ソ連側はこの厳格な規定を嫌い、 ソ連撤兵延期を中ソが講和条約を締結するまでとい う条件に緩めた。周は共産世界の領袖が求める条 件を呑まざるを得なかったが、それでも文言を一部 修正するよう粘った。中日・ソ日ぞれぞれが講和条 約を締結するまでソ連軍撤退を延期するという変更 である。表現の違いはわずかでも、その意味は重い。ここには二重の牽制が意図されていただろう。東京 - 北京間の講和条約が不在のまま、ソ連が単独で 対日接近する余地を狭めておくというのがひとつ、いまひとつは北京 - モスクワ間の離反を促すべく対ソ 接近をはかるような隙を日本に与えないというものである。周は前者の意図を打ち明けるわけにもいかず、後者をソ連に語り、中ソの「企図を見破るスキを日本に与えない」ことが文言修正の意図だとしておあつらえ向きの説明をするにとどめた。また、かれは「台湾との講和条約がある限り、中華人民共和国と日本の講和条約は不可能である」と前景に絶望してみせ、その窮状にたいするスターリンの理解を得ようとしていた45。

結局、北京の求めた修正をモスクワはそのまま受け入れたが、対日政策に関するかぎり、両者がもつ外交資源の相違は容易には埋まりがたかった。

2 対日外交の資源

ソ連が対日外交の舞台でもっていた資源はもとより乏しいものではあったが、それでも北京には望むべくもなかった。途中で機能不全をきたしたとはいえ、終戦後モスクワは連合国として対日占領のための外交資源——対日理事会(ACJ)および極東委員会(FEC)の席——を得ていた(前々稿参照)。

サンフランシスコ講和条約の発効を目前にひかえ、 クレムリンはその処分に頭を悩ませた。手元に残されたこの資源の用途はけっして一様ではなかった。 そもそも「単独講和」を不当だとみるなら、占領終結も身勝手な決定にほかならず、連合国の占領機構を擲つ正当な理由などない。かといって、それを残そうと奮起すれば、引きつづき外国勢力が対日支配するのを許すことになり、占領軍の早期撤退を勇ましく迫るみずからの立場にも傷がつく。世論工作としてもはなはだ都合が悪い。押すも引くも「能動的」にことをなせば、ひとしく痛手をこうむるというわけである。それならば、いっそのこと「受動的」に身を処すほうがよい。

2月下旬、ソ連内部に見られたのはこの種の逡巡 であったようである。キスレンコら東京駐在ソ連代表 はモスクワに宛てこう進言した。「米国政府による『占 領終結』宣言を待たず、わが国が主導して日本の占 領停止、理事会 [ACJ] を含めて占領に関わるあら ゆる組織の廃止を宣言し、日本領土から全占領軍が 即時撤退すること、全主権を日本人民に委譲するこ とを要求」してはどうか。いかにも勇壮な構えをみせ る案だが、これでは占領終結の根拠である「単独講 和」を追認することになる。

そこで外務省は同案が「目的に適っていない」と みて、その理由と代案を説いた。「対日単独講和条 約を承認していない」ソ連が連合国決議[1945年 12月のモスクワ外相会談コミュニケ] により創設さ れた ACJと FEC の「廃止をどうして提案するのか、 世論への説明が難しい」。それよりも、ACJ会合の 席で「当該組織の廃止が議題になるだろうが、ソビ エト代表はそこで対日占領に関連して創設された当 該組織の廃止に反対しなくともよい」。ただソビエト 代表は「声明を発し、そのなかでこのような提案[ACJ 廃止」が不法な対日講和条約に関連して米国政府 側が提起した新しい不法な決定であると評価しなけ ればならない」。さて、この戦術は何をねらったもの だったのか。米国がことを運ぶのを静かに見守った あと、講和条約も不当なら、それに付随する処置ま で不当だとして、その所作をまるごと責める。そうす れば、当方も傷を負わずにすむ。これは終戦以来く り返してきたクレムリン馴染みの対日戦術である。

ここまでが小手先の技だとすれば、本懐はこのあとにある。ソ連外務省は正式な国交樹立がすぐに望めなくとも、それに至らない水準にて両国関係を維持しようと考えた。いわく、「現時点では明らかにソ日間に正常な外交関係が樹立される見込みはない。…ただし、もちろんソビエト連邦としては理事会 [ACJ] 廃止後もさまざまな方式によって日本にソビエト代表を残しておくことに関心がある」。「日本駐在のソビエト代表を通商代表団とするよう日本政府と合意達成することが目的に適っている」し、「通商代表団としてのわが代表部は、通商代表部の通常機能をはたすことができるし、必要なときには別の役割をいくつかはたすこともできる」。グロムイコ外務次官は以上の構想をスターリンに具申した46。

なお、この具申書には添付文書が数点ある。ロシチン駐中大使経由で上記の意志を周恩来に伝えるという趣旨の電報草案も含まれる⁴⁷。残念ながら、具申書を含め、これら一連の草案が実際に採択されたのかどうか正確には分からない。北京側のおもだった公刊資料にも、これに関連する文書はおろか、

わずかな痕跡をとどめる記録さえ見あたらない。

ただ二ヶ月後、ヴィシンスキー外相がスターリンに宛てた電報にはこうあった。在日ソ連代表にたいし「2月24日の訓令をあたえ、この問題 [ACJ 廃止後のソビエト代表の地位]でわが方が主導しないこと、われらではなく日本人に主導させるべきことを伝えた」⁴⁸。したがって、上記の具申書に一部修正がほどこされた可能性はあるが、その趣旨に大きな変更はなかったのではないか。また、かりに2月下旬にモスクワの意志が北京に伝えられていたとすれば、中南海ではソ連単独の対日行動に警戒を強めたことだろう。実情は不明だが、3月下旬、毛がスターリンに宛てた電報がソ連の単独行動を牽制するような内容であったことは上記のとおりである。

いずれにせよ、対日外交の資源をめぐる中ソの差 異は埋まりがたく、国交回復ということでいえば、モ スクワが北京よりもはるかに先んじた⁴⁹。

3 極東の戦場と欧州の情勢

極東に目をむけるかぎり、ソ連のサンフランシスコ 講和会議参加はどこまでも無力な抵抗、外交戦の 敗北というにふさわしい。しかし、欧州情勢をうか がえば、捨て駒というべき対日外交敗戦のもつ戦略 的意味にも広がりが生まれよう。

終戦後スターリンにとって日独との講和問題はそれぞれ個別に争うものというよりは、前者で身を引くかわりに、後者で攻勢をかけるという類のものであったろう。その戦略の基調は朝鮮戦争勃発後も相変わることがなかったが、より極端なすがたに成長したともいえる。それは新たな世界戦争をたくらむと思しき米国を極東の戦場にしばりつけて消耗させながら、欧州局面における西側世界の対ソ威圧を削ぐという戦略である(前々稿、前稿参照)。

1951年8月下旬、朝鮮の停戦交渉が破断、翌月にはサンフランシスコの外交舞台で敗北を喫したクレムリンは、慌てるようにしてこの策に磨きをかけた。たとえば11月、ソ連は国連総会を舞台にした軍備縮小問題で西側に圧力をかけようと戦術を練った。「米国政府は朝鮮の停戦を必須条件とみなし、それがなければ軍備縮小できないとしている」が、その「偽善的性格をあばくことは必須」、「米国が実際には軍備縮小に着手したがっていない」と指摘せねばならない。ソ連は「朝鮮における戦闘継続にかかわらず、

いまから軍備縮小を開始すべきだと求めねばならない」⁵⁰。この問題は核兵器禁止の問題とふかく関わり、みずからの機密保持にも留意せねばならなかったため、単純な原則論に終始することはなかった。ただ、すくなくともここで示された戦術は極東の戦場を利用することで、西側世界の軍縮姿勢を促そう、あるいは占おうとするものであった。

4 対独攻勢の下準備

西側に圧力をかけ、ときに先手を打とうとする戦 術は対独政策にもっとも顕著にあらわれた。

サンフランシスコ講和会議閉幕から一週間足らず、ワシントンに集った米英仏各外相が西独占領を近く終了して、構想中の欧州防衛共同体 [EDC] にボン政府を統合する旨、発表した。たとえ望み薄でもドイツ東西分断の固定化を避けようと、かねて全独統一会議の招集をうったえてきたモスクワはこの発表に当惑し、対案を練ることになった。ソ共中央では講和条約の具体案こそ定まらなかったが、東独という存在を弱め、犠牲にするようなことだけはしまいと当然のことのように考えていた51。

というのも西独が名実ともに敵側陣営に組み込まれるとあっては、こちらの盟友をわざわざ擲ってまでドイツ統一を急くことに利はない。統一と講和をめざすにしても、東独の頭越しにことを進めるのはまずく、あくまでもその存在を尊重するという体裁だけは整えておかねばならない。そこでソ共中央は東独指導部と合意をはかったうえで、対独講和締結を促進し、ドイツ統一をめざそうと、つぎのような段取りを組んだ。まず、東独が西独に全独会議招集を提案、西独がそれを拒否すれば、こんどは東独がソ米英仏に向けて講和締結の促進を要請するというものである52。

一見、煩瑣とも映じるこの段取りは何を示唆しているのか。端から西独がこの案を蹴ると見込んで、つぎなる段階を用意しているところをみれば、最初の局面は捨て駒というにふさわしい。ただ、あえて仕込んだこの駒にはすくなくともふたつの役割が期待されていたのではないか。ひとつは、クレムリンが現地の意向に目もくれず独断でことを運んでいるという印象を西側世界に与えないための口実である。もうひとつは、東独自身の口から全独政府との講和を希望させることで、その後、モスクワがこの路線を

進めるさい、盟友がそれに抵抗しないよう、その芽 を早々に摘み取っておくというものである。

それゆえ現地の不安を拭い去るのは容易ではなかった。東独指導部内では表面上、動揺をきたすことはなかったが、自身の権力が存続できるかどうか、やはり疑念は残った。かりにモスクワが公開討論の席で西側の受容できる条約案を提起することにでもなれば、それは杞憂でなくなってしまう53。

その後、既定の段取りだけが淡々と駒を進めた。 東独が全独会議の招集を呼びかけ、西独がこれを 拒否したのを待って、1952年1月末、ソ共中央政 治局会議はつぎの一手を考えた。クレムリンは従来 の策を踏襲しながらも、さらにそれを補強しようと意 気込んだ。東独が四大国に講和締結を呼びかける ほか、モスクワが講和締結促進に不可欠な措置をと ると言明して、対独基本講和条約草案を提起しよう というのである⁵⁴。

ここから対独講和問題で西側世界に先んじようと クレムリンの動きがにわかに慌ただしくなった。グロ ムイコ外務次官が下書きした戦術にスターリンが筆 を入れた。1月末からこの作業が本格化し、2月18日、 グロムイコの講和条約案ができあがった。ここには 具体的事項がずらりと並ぶ。たとえば、「東独で達 成した民主的変革を強化、継続」する「未来の政府」 を想定し、統一ドイツを構想するのに西独の存在を 無視して東独をその基礎に据えるなど、現地の盟友 に配慮をみせた。またルール地方の対独返還を求め、 同地が欧州石炭鉄鋼共同体 [ECSC] に統合される のを無効にしようとした。そのほか、ドイツの自国軍 や軍需生産を許容せず、外国占領軍には一年以内に 撤退するよう求めるなどした。23日、グロムイコは この草案のうち不合理な箇所を削り取り、短い改訂 版を提出したが、これにはスターリンの指示があっ たものと思われる ⁵⁵。

3月10日、突如スターリンが全独政府との講和を呼びかけて西側諸国の虚をつく、いわゆる「スターリン・ノート」を発する。これが無理を承知の脅しか、西側の出方を占う観測気球か、はたまた真意を込めた声明か、今日にいたるも論争は絶えない⁵⁶。ただ、相手の出方から盟友や世論の反応にいたるまですべて当方の思いどおりになるわけではないから、当事者とて確信をもって臨んだわけではあるまい。それでも、一見すると東独の存続を犠牲にして、西側の

態度を硬化させると思しき大胆な案をスターリンがわざわざ発したのはなぜだったのか。そこにあった焦りや期待を探るためにも、直前までにクレムリンが面していた情景をみておくことにしよう。

3月7日、グロムイコ外務次官は東側世界が売り 込んだ正論――統一ドイツ政府との全面講和――に たいして、西側世界が手をこまねいているようすをス ターリンに伝えている。東独が四大国に宛てた要求 は、まず東西両ドイツに「広範な反響を引き起こし た」。とくに西独政府はこの提案に真っ向から反対し たり拒否したりはせず、講和条約の「早期締結を実 質的に妨害する条件」---国際管理下の全独選挙や 自由選出された全独政府との講和など――を掲げた。 つぎに、英米仏もこの問題で公式の立場を表明して いない。このほどリスボンで開催された北大西洋理 事会 [1952年2月20~25日] では [米英仏が依然 として西独軍を参加させた『欧州軍』を創設し、西 独を侵略的な北大西洋連合に引き込むための計画を 引きつづき実行していることは明らか」である。な によりもこの西側三大国は占領を終了させるべく、「ド イツ条約」57をめぐって「アデナウアーとの交渉成立 を急いでいる」。「ドイツにおけるわれら「東側」の 講和条約に関する政策の影響力を削ぐことをねらっ て、西側三大国が『ドイツ条約』の公表を早めた可 能性は排除できない」58。

グロムイコのみるところ、東側が掲げたのはまさし く正論であるから、西側大国とて正面からそれを批 判できるものではなく、米英仏はその正論が支持を 広げるまえに西独をいち早く陣営内に取りこもうと躍 起になっているというわけである。この好機を逃す 手はない。かれはソ連政府が西側三国に覚書、そし て対独講和基本条約草案をそれぞれ送るよう提言し た。そうすれば、ドイツ人民が講和条約締結や再軍 備反対を求めて闘うのを鼓舞することになる。また、 西側諸国による「『ドイツ条約』草案の公表前に先 手を打つことが望ましい」。いわく、「ソビエト政府の この新たな措置によって、対独講和条約の締結促進 をはかるわれらの肯定的計画にたいして、西独を再 軍備し、同国を北大西洋連合の軍事計画に取り込も うとする三大国の侵略的措置が対置されることにな る」。そうなれば、英米仏や西独の境遇はいっそう 困難なものになろう 59。

グロムイコのみた情景とその進言は何を表してい

るのか。敵方が西独を取り込むという既定路線はも はや覆しがたいという諦念が最初にある。こちらか ら現状変更を仕掛けようとする積極的な意志や計略 をここに認めることは難しい。ただ、当方に利点が 残されているとすれば、「明示的」に、しかも「即座」 に全独政府との講和をうったえられるという強みであ ろう。ボン政府を相手に欧州統合計画を進めてきた 米英仏にそれはできない。実質はともかく、すくなく とも形式的にこの案を東独に呑ませてきたモスクワに はそれができる。ただ、ことは緊要である。間近に 迫る西側諸国の「ドイツ条約」締結――西独の主権 回復―よりも先に、こちらの正論をぶつけねばなら ない。そうでなければ、西側の対独方針と東側の講 和案とを対置できなくなるし、彼我を正邪に分かつ こともかなわない。西側世界の立場をいくらか揺さぶ る機会をみすみす逃すというわけである。対日講和 会議の席でみずからの正統性をうったえるだけでも 苦労は絶えず、外交上の敗北をまぬがれなかったモ スクワがここにきて焦燥するのも無理なかったろう。

5 「スターリン・ノート」発す

ソ共中央はグロムイコの進言をおおむね受け入れ、米英仏に宛て覚書を送り、対独基本講和条約草案をそれに添付することを決めた。

3月10日、このいわゆる「スターリン・ノート」が 西側に送られる。「覚書」は簡潔にして明瞭な趣旨 である。東独が四大国に要請した内容に基づき、ソ 連としては講和条約の「即刻審議」を米英仏に提案 する。そのさい「全独政府の名義でドイツが直接参 加するなかでそのような講和条約は作成されねばな らない」し、「ドイツ人民の意思を体現する全独政 府の早期樹立を促す条件についても審議する必要が ある」というわけである⁶⁰。

この覚書に添付されている講和条約草案は簡潔とまではいえないが、やはり対日講和条約の米英草案と比べるとはるかに短い。グロムイコが当初作成した原案の一部をさらに削り落とした箇所さえある。ただ、その主眼は対日講和問題同様、ドイツの再侵略阻止におかれ、西側大国がボン政府を取り込むのを牽制している。

いわく、「対独講和条約はドイツ軍国主義の復活 およびドイツ再侵略の可能性を取り除くことを保証す るものでなければならない」。 この象徴的な文句のあと、講和条約の諸原則が並ぶ。たとえば「政治的規定」には、こうある。「占領諸国軍はすべて講和条約発効日より一年以内にドイツから撤退しなければならない。これと同時に、ドイツ領土にある外国軍基地もすべて廃止されるものとする」。またドイツ人民の「民主的権利を保障・ロ」すべきこと、「民主的政党・組織による活動の自由」を保障することなど、西側世界におあつらえ向きの項目をおくのも忘れない。そして、対日講和問題同様、「ドイツはいずれの対独参戦諸国であっても、その国家に敵対するようないかなる連合あるいは軍事同盟にも参加してはならない」として、西独をNATOに統合する道を閉ざそうとする。

その後、領土問題、経済問題を経て「軍事的規定」へと至る。これまた対日講和問題で許容したのに均しく、限定つきの再軍備、軍需生産のみを認めている。いわく、「ドイツは国防に不可欠な自国軍を保有することを許可される」。また「ドイツは軍事物資・技術の生産を許されるが、その数量あるいは種類については対独講和条約で定められている軍事力の必要限度を超えるものであってはならない」。

講和条約の原則として末尾を飾るのが、「ドイツの 国際連合加盟申請を支持する」という件である ⁶²。

さて、原則だけをうかがえば、これはモスクワの 求めた対日講和のそれとあまり選ぶところはない。 だが仔細にみれば、ドイツ軍の保有を謳う件、その 語調にやや陰りがあることに気づく。グロムイコ原案 では、「ドイツの陸空海軍の規模は国内問題、ドイ ツ国境の局地防衛、防空のみを満たす程度に制限さ れるものとする」として、軍事力にそれなりの制約を 設けていた ⁶³。しかし、最終草案ではその表現は削 られ、ともかくも国防の必要とする範囲で軍隊保有 を認めるというにとどめている。

これは何を示唆しているのか。原案に修正がほどかされるにいたった経緯、そのやり取りについては詳細がつかめない。ただ、日独の問題がモスクワにとって対照的であったことはうかがい知れる。日本の場合、政権を担う可能性の低い共産勢力のほか、ソ連が拠って立つ政治的基盤はなきに等しい。その日本に向けて、軍事力の制約を厳しく求めたところで、その手足を縛ることになる有力な盟友は現地にはいない。それどころか、みずからに刃を向けると思しき日本政府の牙を削いでおくことには大きな利

益があっただろう。ところがドイツの場合、そうはいかない。東半分はモスクワの勢力下、あまりに厳しい条件を課せば、みずからを拘束することにもなりかねない。西側世界の強力な結束をまえに、東独指導者の不安を煽ることにもなるかもしれない。

盟友を手放すわけにもいかないが、「戦後の原像」 (進藤榮一) たる正論を敵方にぶつける好機も逃せない。この両者に挟まれ苦慮を重ねた結果、生まれたのが「スターリン・ノート」であったろう。

6 外交攻勢の後始末

その発表の翌日、ドイツ社会主義統一党の政治局はこの不快な内容にたいして懸念を表明することを避けた ⁶⁴。西側大国の反応も鈍く、即座に回答するかわりに米英仏は策を練った。二週間ちかくたってようやく届けられたその返答も予想に違わず、スターリンの要求をことごとく撥ねつけるものであった。そればかりか、相手が突きつけた「正論」を認めたうえで、それがかなわぬ原因がひとりソ連側にあると喝破するのをその趣旨とした。

3月25日、ソ連駐在米国臨時代理大使カミングが英仏外交官を同伴してヴィシンスキー外相との会談に臨み、「スターリン・ノート」への正式な回答を伝えた。まずは正論を率直に認めてみせる。いわく、「ドイツ分断を終らせる公正かつ恒久的講和条約の締結は米国政府にとって、つねに最重要な目的であったし、依然そうである。ソビエト政府自身認めているように、そのような条約の締結にはドイツ人民の意志を体現する全独政府の形成が求められる」。

つぎにもうひとつの正論をもって、こんどはソ連の 急所を突いた。全独政府を樹立するにも「連邦共和 国 [西独]、ソビエト占領地区およびベルリンにおけ る自由選挙を基礎」にしなければならない。その自 由選挙を可能にするにも「ドイツ人民の民族的かつ 個人的自由が保護」されなければならない。国連 総会はそのような「最初の必須条件」が備わってい るかどうか、三地区——西独、東独、ベルリン—— を同時調査するために委員会を任命した。「ソビエト 地区および東ベルリン」にその調査を受け入れる用 意があるのか、と米国は迫ったのである⁶⁵。

さて、スターリンとしては正論を振りかざすために も、もうしばらく西側大国への論難を続けねばなら なかったが、東独を放置したまま身勝手にふるまう わけにもいかず、盟友への配慮を迫られた。

4月7日、かれは東独指導部 [ピーク大統領、社会主義統一党首ウルブリヒトら] と面会し、かれらの不安を取り除こうとした。いわく、西側大国との「妥決が生じるだとか、米国人が講和条約草案に合意するだとか考えるのは間違いであろう。西欧を手中におさめるためにも米国人は西独の軍隊を必要としているのだ」。これに加えて、現地を鼓舞するのも忘れない。「現実には西独で独立国がつくられつつある。だから君たちも自前の国家を組織すべきだ」⁶⁶。

このときスターリンが親ソ的な統一ドイツをつくるという長年の幻想を棄て、しぶしぶ次善の策――東独共産主義者がこれまで求めてきたソビエト・モデルに沿った路線――に本腰を入れるようになったとも考えられる 67。ただ、だからといってみずから持ち出した講和問題を棄ててしまうわけにはいかない。敵方に一矢報いる必要はなおも残されていたから、その時間を稼ぐためにも、あえて東独の不安を払しょくさせるような、やや踏み込んだ発言が必要だったのかもしれない。しかもその内容は、早晩クレムリンが決断することになる路線に相違なかった。

二日後、ヴィシンスキー外相はふたたびカミングらと面会し、みずからの正論を立て直そうと躍起になった。かれが手交した添付書類にはワシントンへの反論が綴られている。3月25日の米国政府覚書では、全独自由選挙が実施できる条件が備わっているかどうか国連の委員会に調査させるよう建議しているが、「この提案は国連憲章に反するものである。同憲章第107条によれば、国際連合によるドイツ内政干渉を排除しているからである。そのような調査を実施できるのは、ドイツ占領任務遂行中の四大国から構成される委員会であろう」68。

連合国の主要大国のみが旧敵国の戦後処理にあずかれるというのは戦後モスクワが一貫して採用してきた論理であり、独日いずれの講和問題でもみずからの拒否権を担保するための方策である。すでに東西分断が決定的になったいま、対日講和問題同様、西側世界がこの論理を受け入れる素地はない。したがって、この論理は正論を立て直すという意味を持ってはいただろうが、それ以上の実践的な意義までは含まれていなかったろう。ただ、その正論が西側世界をいくらか揺さぶり、その立場を難しくさせるという見通しと期待はあっただろう 69。

結局 5 月末、西側世界の「ドイツ条約」が実を結び、「スターリン・ノート」の外交攻勢はひとまずここに終焉した。

おわりに

日本がかつての宿敵米国と盟邦になるかたわら、 アジア諸国や東側世界への窓口を大きく狭めること になったサンフランシスコ講和は、失われた「全面 講和」の機会を惜しむ論者にとって、望ましからぬ 戦後日本外交の進路を決した原点のひとつであっ た。ありうべき、もうひとつの道――全面講和―― を葬ったのは日米当局者にほかならず、これによって 十分な戦争責任を果たす機会が戦後日本から奪わ れたという道義上の喪失感もその議論を支えている (前々稿参照)。無論、ここにも真理と道理の一片は あろうが、正邪を分かつ基準がはっきりしているだ けに複雑きわまる史的事実の単純化と誇張は避けら れない。悪意をもった人間あるいは勢力が巨大な歴 史の流れをつくりだすという戯画さながらの絵図は 現実からはほど遠い。「ところで、ふつう歴史をつく るのは人間の悪意よりはその不手際である」という 箴言はある事態をまねいた責任を特定の勢力、しか もその意図に帰することの難しさを教えている ⁷⁰。

東側世界、しかもその領袖たるモスクワとその盟友北京はたしかに「全面講和」の理想を高らかに掲げていた。しかしその実、両者は朝鮮の戦場をまえにして戦略の優先順位を冷厳に算段し、対日全面講和という目標の優先度を大幅に引き下げた。その実現をいさぎよく諦めて負け戦に臨むという現実主義さえ息づいていた。そればかりか、朝鮮戦争の直接的な引金を引いたのが東側陣営であったことに鑑みれば、「全面講和」の機会を逸した責任を西側世界の権力者――とりわけ吉田政権――にのみ求めることにはやはり無理がある。モスクワにいたっては、朝鮮の戦局を欧州外交戦線にも活かそうと息巻いていた。理想を求めた当人もまた、その理想を逸する原因の一端をつくったという悲劇は、歴史上けっして稀有なものではなく、平凡な一幕にすぎない。

講和が実るまえに戦勝国どうしが仲たがいしたとき、敗戦国は当初構想されたとおりの戦後平和計画に身を処すことはできない。その理想の逸脱をまねいた原因をひとりに帰すことが難しいとすれば、敗戦国はその結果にたいしてどれくらいの責任を負う

122 松 村 史 紀

べきなのか。けっして自明の基準がないところに、 この問題の難しさが潜んでいる。

[付記] 本稿は2016年12月3日、華東師範大学中国当代史研究中心、京都大学人文科学研究所現代中国研究センター共催国際ワークショップ「第5期中国当代史研究工作坊」(中華人民共和国上海市開催)にて報告した中国語論文「中蘇同盟与対日和約(1949-1952):論冷戦背景下戦勝国之間的国際政治」を大幅に加筆修正し、邦訳したものである。なお、中国語論文は徐藍、姚百慧主編『国際関係史工作坊(第2期):冷戦的縁起及其初歩発展』(世界知識出版社、近刊)に収録予定である。また本稿は、科学研究費補助金(研究課題番号16K03508)の研究成果の一部である。

- 1 米国は51年3月27日の条約草案にこの点を明記し、 実質的に最後までこの規定を維持した。ただ、同案は 南樺太・千島列島の対ソ帰属を明示していたが、7月 13日の米英草案ではその帰属先を削除したため、たと えモスクワが調印したところで享受できる利点はかな り目減りしていた。重光(1983: 32-37)参照。
- ² Постановление ЦК ВКП(б) [Докладная записка министра иностранных дел СССР А.Я. Вышинского председателю Совета министров СССР И.В. Сталину об участии СССР в сан-францисской конференции по мирному договру с Японией, 8 августа 1951 г.]; Проект ответной ноты правительству США(САО-2, но.122: 419)
- ³ Телеграмма А. Вышинского Н. Рощину [Там же](САО-2, но.122: 419-420). ロシチン大使に周恩来への伝達を指示。
- ⁴ Директивы Советской делегации на конференции в Сан-Франциско по Японскому мирному договор [Там же](САО-2, но.122: 420-424)
- 5 7月13日の米英草案が「北方領土の[対ソ]帰属を空白にすることによって、ソ連不参加を前提とした条約案」であったことは否定できない(重光、1983:37)。[]内は引用者による。以下も断りがない限り同様。
- 6 細谷(1984: 266-269)
- Докладная записка министра иностранных дел СССР А.Я. Вышинского председателю Совета министров СССР И.В. Сталину с проектом поправок к американо-английскому проекту мирного договра с Японией, 15 августа 1951 г. (САО-2, но.124: 427)
- ⁸ Поправки советской делегации к американо-английскому проекту мирного договора с Японией [Там же] (САО-2, но.124: 427-430)
- 9 当時の在日米軍 20 万人以上が撤退することを前提にソ連が容認した日本の自衛軍備力は、警察予備隊 7.5 万人(海上 8000人)をしのぐ規模であったことは確かである。ただ、その後、米国からの要求を背景にして日本政府が構想した防衛計画からすれば、モスクワの容認する規模がやはり限定的なものであったことも確か

- であろう。たとえば、1953年3月、保安庁制度調査委員会が提出した「制度調査報告」(第一次案)では陸上兵力を30万人、二次案(同年6月)でも20万5000人とされていた(一次案では海空兵力も膨大な規模が想定されていたが、二次案でかなり削減された)。佐道(2003:第一章。とくに62-63)
- ¹⁰「関於美英対日和約草案及旧金山会談的声明」1951年8 月15日(周外交文選:38-46)。中華人民共和国中央 人民政府が受権し、周恩来外交部長の名義で発表され た声明。
- ¹¹ Указания делегации СССР на конференции в Сан-Франциска по мирному договору с Японией, 20 августа 1951 г. (САО-2, но.126: 435-436). 8 月 20 日、定稿が用意されないまま中央委員会で実施の承認がなされた。
- ¹² その後、ヴィシンスキーが最後の件に若干修正を加え 「日本の経済発展と日本と他国との関係発展の特殊性」 という表記にした (Там же: 436-437, прим.1)。
- ¹³ ただし、仏代表団が上記の提案を取り上げるなら、それを支持せよと但し書を付けている(Tam жe: 436)。
- ¹⁴ Там же: 436.
- ¹⁵ Капица (1996: 127).
- 16 たとえば8月31日、訪米をひかえた日本全権団団員はこう説明を受けた。「新聞の論調は、ソ連の参加の目的は、そのいわゆる『日本軍事力復活の危険』を阻止するために講和会議を妨害すること、平和宣伝を行うことにあり、条約に署名するつもりはないだろうというに一致しています」。(「平和問題の近況」1951年8月28日、日本外務省編纂2009:14)。原文資料名の元号は西暦に統一。以下も同様。
- 17 米国政府は日本全権団の渡米にさえ厳しい厳戒態勢で 臨み、アラスカ経由の北方コースを希望する吉田茂の 案を却下し、ホノルル経由の南方コースを用意した。「警 戒に当る米軍の立場から云うと、北方コースは甚だし くソ連の領土圏に近く、長距離を航行し得るソ連の航 空機の足を計算すると、絶対安全という保障が得られ ない」という事情があったという(宮澤 1999: 101)。
- ¹⁸「吉田・アチソン・ダレス会談」1951年9月2日(日本外務省編纂2009:37-38)。本文ルビの()内は文書編纂者、その他()内は原文。以下、断りのない限り同様。
- 19 当時大蔵官僚であり、全権随員として同地に赴いた宮 澤喜一のよく知られた回想による(宮澤、1999:109)。
- ²⁰「吉田・スバルジョ会談」1951 年 9 月 4 日(日本外務 省編纂 2009: 43-44)。
- ²¹「吉田・ロムロ会談」1951 年 9 月 4 日(日本外務省編纂 2009: 48-49)。以上は(宮澤、1999: 109-111)も参照。
- 22 吉田 ([1998] 2014: 234)。
- ²³ "Opening Address by President Truman," 4th September, 1951 (Bulletin, vol.XXV, no.638: 447-449).
- 24 "Opening Statement by Secretary Acheson", "Text of Rules of Procedure" (Bulletin, vol.XXV, no.638: 450-452). アチソンは会議前、日本側にこう伝えていた。「仮りに修正案のようなものが提出されても、一切認めないつもりである、そしてその点は議事規則にもはっきりさせ」る(吉田 [1998] 2014: 240-241)。
- 25 吉田([1998] 2014: 241)。原文ルビ表記は省略。
- ²⁶ これは米国代表団の解釈であるが、それが正しいよう だというのが細谷の見立てである(細谷、1984: 272)。
- ²⁷ "First Plenary Session, Opera House, 10 a.m., September 5,

- 1951" (CCS: 48, 52-54).
- ²⁸ Ibid: 39-41, 43, 70-71. 一回目の投票後、ソ連代表が棄権 票の勘定を求め、再投票して上記の結果に至った。
- ²⁹ Ibid: 46, 48-49, 51, 62, 65, 68.
- 30 Ibid: 54-55, 65-67. なお各案の投票結果をまとめておけば、声明発表時間の制約撤廃案は賛成 3 票・反対 42 票、論争終結関連の案は賛成 3 票・反対 33 票、文書添付関連の案は賛成 3 票、反対 33 票であった。
- 31 KC Φ .
- 32 外務省情報部「平和会議の議事経過について」1951年 9月(日本外務省編纂 2009: 244)。
- ³³ "Second Plenary Session, Opera House, 3 p.m., September 5, 1951" (CCS: 119).
- 34 だからこそ半世紀近く経たあともなお、このとき相手がとった不作法を責めつづけることができる。当時、駐中大使館に奉職していた元外交官はこうふり返る。ソ連代表団は英米案を非難したが、「米国外交はソビエトの提案を審議することを許さなかった。「多数」がアチソン議長のしかるべき決議に賛成した」(Капица 1996: 128-29)。
- " 吉田([1998] 2014: 297-298, 300-301)。
- ³⁶ "Eighth Plenary Session, Opera House, 8 p.m., September 7, 1951" (CCS: 282).「意見陳述」の原文表記は"statement"である。5 日午後の会議記録では、グロムイコ発言の当該部分は"declaration"と表記されている。註 33 参照。
- 37 Ibid: 283-284, 286-288, 290, 293-295. 上記グロムイコ発言中の「宣言」は原文表記 "Declaration" である。なおアチソン議長とソ連代表の問答がよほど印象的だったのか、宮澤喜一は回想録のなかで速記録や自身のメモによって、議場のようすを詳細に再現した(宮澤 1999:119-121)。
- 38 吉田 ([1998] 2014: 236)。文中の註は省略した。
- 39 同上: 326. 原文ルビ表記は省略した。
- 40 同上:244.
- ⁴¹「平和条約」1951 年 9 月 8 日(日本外務省編纂 2009: 161)。
- ⁴² 石井 (1986: 305-313)。やや古い文献だが、中華民国の 公刊資料を用いて一連の経緯を手際よく論じている。 その他、井上 (2010) も参照。
- $^{\rm 43}\,$ Письмо Мао Цзэ-дуна И. В.Сталину, 28 марта 1952 г. (КНР, но. 63: 141).
- 44 中ソ同盟成立時、スターリンは駐華ソ連軍が駐台米軍 と等価であると示すことにより、中国問題をめぐる米 ソ不介入の状況を演出しようとしたと考えられる。前々 稿および松村(2014)参照。
- 45 上記一連の史的経緯は、松村 (2014) 参照。なお、傍点 は引用者。
- ⁴⁶ Громыко→Сталин, 21 февраля, 1952 г. (КСО, 9: 2118-2119).
- ⁴⁷ Там же: 2126-2127.
- ⁴⁸ Вышинский→Сталин, 26 апреля, 1952 г. (РА: 235).
- 49 よく知られるように 1952 年 4 月に開催されたモスクワ 国際経済会議に参加した日本人代議士 3 名が帰路、北 京に立ち寄り、バーター取引中心の第一次日中民間貿 易協定を締結するという一定の前進はあった。ただ、 両国の民間貿易をとりまく環境は依然厳しく、ワシン トン主導の対中禁輸体制は崩しがたかった。北京が朝 鮮戦争に参戦したあと、日本は香港経由の間接貿易を のぞいて対中全面禁輸措置を発動していた。1952 年 5 月、東京は COCOM [対共産圏輸出統制委員会] 加入

- を希望し、厳格な対中輸出統制を西欧諸国と同水準にまで引き下げようとねらったが、同年8月には極東版 COCOM というべき中国委員会 [CINCOM] が設置されるなどした(井上2010:76-77)。
- ⁵⁰ Докладная записка А. А. Громыко И. В.Сталину, 11 ноября 1951г. 同文書添付の全ソ連邦共産党中央委員会決議草案 [Постановление ЦК ВКП(6)] (САО-2, но.137: 479).
- ⁵¹ Mastny (1996: 135-136).
- 52 9月、全ソ共中央はこの案で決議を採択した。以下の報告内容に基づく。Докладная записка А. Я. Вышинского И. В.Сталину, 2 февраля 1952 г. (САО-2, но.148: 531-532).
- ⁵³ Mastny (1996: 135).
- ⁵⁴ Докладная записка А. Я. Вышинского И. В.Сталину, 2 февраля 1952 г. (САО-2, но.148: 531-532). 講和条約草案は 事前に東独、ポーランド、チェコに通知するものとされた。
- ⁵⁵ Mastny (1996: 135-136).
- 56 近年の論争状況については清水 (2015) 参照。
- ⁵⁷ 米英仏が西独占領を終了し、同国の主権回復を認める ため、1952 年 5 月 26 日、ボンにて当該四者が調印し た条約である。
- ⁵⁸ Докладная записка А. А. Громыко И. В.Сталину, 7 марта 1952 г. (САО-2, но.149: 533-534).
- ⁵⁹ Там же: 534.
- ⁶⁰ НСП. なお、最終草案はグロムイコ作成原案 (CAO-2, но.149, приложением.1: 535-536) を若干修正したのみで 成稿を得た (上記引用箇所に修正点なし)。
- 61 ПСП [原文資料] には「保障」の表記が "отпечены" とあるが、グロムイコ原案では "обеспечены" と記載されており、この箇所にその後修正がほどこされた形跡がない (Проект Советского правительства о мирном договоре с Германией, Предложение правительства СССР [САО-2, но.149, приложением.2:537]) ことから、おそらくネット掲載時、編者が誤記したものと思われる。
- ⁶² ПСП. なお、グロムイコ原案では経済的規定が4項目並んでいたが(CAO-2, но.149, приложением. 2: 537-538)、最終案では第1項目以外はすべて削られた。
- ⁶³ CAO-2, но.149, приложением.2: 538.
- 64 Mastny (1996: 137).
- 65 そのほか、ドイツ [西独とは特定せず] が欧州統合 に参画することが正当だとして、つぎのように論じ たが、ドイツがすでに東西分断されている現状に鑑 みれば、上記の議論よりは反論としての強みにやや 陰りはあったろう。いわく、「全独政府は講和条約締 結前後のいずれにおいても、国際連合の原則および目 的と両立する連合への参加が自由であるべきだと米国 政府は考える」。「米国政府は欧州統合政策が必要であ ると確信しており、純防衛的欧州共同体-―自由を保 持し、侵略を阻止し、軍国主義復活を排除することに なる共同体――へのドイツ参加を確保する計画を全 面支援している」。U.S. Note of March 25 (Bulletin, vol. XXVI, no.667: 530-531). なお当日の会談記録は Запись беседы А. Я. Вышинского с временными поверенными в делх США, Англии и Франции в СССР, 25 марта 1952 г. (САО-2, но.151: 541-544).
- ⁶⁶ Minutes of conversation with com[rade]. Stalin of leaders of SED W. Pieck, W. Ulbricht, and O. Grotewohl (CWIHP Bulletin: 48). 英文資料表題の [] は原文による。
- 67 Mastny (1996: 138).

- 68 Запись беседы А. Я. Вышинского с временными поверенными в делх США, Великобритании в СССР и с послом Франции в СССР, 9 апреля 1952 г., Приложение (САО-2, но.152:546). なお、国連憲章第107条〔敵国に関する行動〕の条文には「この憲章のいかなる規定も、第二次世界戦争中にこの憲章の署名国の敵であった国に関する行動でその行動について責任を有する政府がこの戦争の結果としてとり又は許可したものを無効にし、又は排除するものではない」とある(田畑、高林1997:31)。ソ連政府がここでこの条文を持ち出したのは、ソ連の占領事業を覆すような措置を排除するためであったろう。
- 69 1952 年 4 月末、パニューシキン駐米大使は「1952 年第 一四半期の駐米ソ連大使館政治報告」のなかでスター リン・ノート、そしてソ連政府の再反論 [4 月 9 日付] が西側世界にあたえた影響を詳細に分析している [以 下、記述の順番は原典資料のものとは相前後するとこ ろがある]。

それによれば、「ソビエト政府の提案は米国支配層をきわめて困難な状況に陥れ、その基本的な軍事・政治計画を破たんさせる危険をあたえた」。また「西欧諸国、とりわけドイツにおいて広範な人民がソビエトの提案を支持することで、西側大国政府、なによりもまず米国政府の立場はいっそう難しいものになった」。「米国国内でさえ、米国のドイツ問題にたいする政策を修正すべきだという要求がおおきなうねりになり始めている」。とくに選挙運動[ここでは特定されていないが大統領選を指すと思われる]の一環として、共和党議員、共和党系新聞にこのような特徴が認められる。

また4月21日、駐米ビルマ大使、同フィリピン大使それぞれと会談したさい、両者ともにソビエトの提案を受けて「『米国人は神経をとがらせている』と話した」。とくに、前者は4月9日付・ソ連政府覚書への回答をめぐり「米英間にいちじるしい意見対立が生じていると述べた」。

そしてパニューシキン大使は守勢に立たされた米国のありようをこう綴った。「西欧において広範な人民がソビエト提案を支持し、西側大国間の対立も増幅していることに鑑み、米国はソビエト提案をまるごと拒否するという考えを捨てて、自身の戦術を修正せざるを得なくなった。米国の行動計画は『一般条約』および『欧州軍協定』の締結を暫定的に定式化することよりも、ドイツ問題に関する外交的文書往来を長引かせ、そのことによってソビエト連邦および世界世論にたいして既成事実を提示しようと試みるところにある」。Изполитического отчета посольства СССР в США за І квартал 1952 г., 30 апреля 1952 г. (САО но.153: 550-553).

これは共産世界の領袖あるいはイデオロギーに奉じるための政治的文書でもあるから、誇張された箇所が目立つものの、西側世界をいくらか動揺させることができたという達成感は偽らざるところだったのではないか。

⁷⁰ Taylor ([1961] 1991: 265-266).

<参考文献(一次史料・資料の文献名は略記し、 各文献の冒頭に【】で示した)>

日本語

石井明(1986)「中国と対日講和――中華民国政

- 府の立場を中心に」渡辺昭夫、宮里政玄編『サンフランシスコ講和』東京大学出版会、293-316頁。
- 井上正也(2010)『日中国交正常化の政治史』名 古屋大学出版会。
- 佐道明広(2003)『戦後日本の防衛と政治』吉川 弘文館。
- 重光晶(1983)『「北方領土」とソ連外交』時事通 信社。
- 清水聡(2015)『東ドイツと「冷戦の起源」 1949~1955年』法律文化社。
- 下斗米伸夫(2011)『日本冷戦史:帝国の崩壊から55年体制へ』岩波書店。
- 進藤榮一 (1999) 『戦後の原像: ヒロシマからオ キナワへ』 岩波書店。
- 田畑茂二郎、高林秀雄編集代表 (1997) 『ベーシック条約集』 東信堂。
- 西村熊雄(1999)『サンフランシスコ平和条約・ 日米安保条約』中央公論新社。
- 日本外務省編纂 (2009) 『日本外交文書 サンフ ランシスコ平和条約:調印・発効』外務省発行。
- 細谷千博(1984)『サンフランシスコ講和への道』 中央公論社。
- 松村史紀 (2014)「中ソ共同防衛体制再考 (1949-54):東アジアにおける同盟の東西比較」早稲 田大学アジア太平洋研究センター『アジア太 平洋討究』第 23 号、289-304 頁。
- 宮澤喜一(1999)『東京-ワシントンの密談』中 央公論社。
- 吉田茂([1998] 2014)『回想十年』中巻、中央公 論新社。
- 和田春樹([2002] 2012)『朝鮮戦争全史』岩波書店。
- [Bulletin] U.S. Department of State, *Department* of State Bulletin, Washington DC: Government Printing Office
- [CCS] (1951), Conference for the Conclusion and Signature of the Treaty of Peace with Japan, San Francisco, California, September 4-8, 1951, Washington D.C.: U.S. Government Printing Office.
- 【CWIHP Bulletin】 Cold War International History Project (1994), *Bulletin*, Issue 4, Washington

- DC: Woodrow Wilson International Center for Scholars.
- [FRUS] —, Foreign Relations of the United States,Washington DC: Government Printing Office.
- Mastny, Vojtech (1996). *The Cold War and Soviet Insecurity: The Stalin Years*, New York: Oxford University Press.
- Taylor, A.J.P ([1961] 1991). *The Origins of the Second World War,* London: Penguin Books.
- 中国語〔日本語音読み順に配列〕
- 【周外交文選】中華人民共和国外交部、中共中央 文献研究室編(1990)『周恩来外交文選』北京: 中央文献出版社。
- 【周文稿-3】中共中央文献研究室、中央档案館編 (2008)『建国以来周恩来文稿』第三冊、中央 文献出版社。
- 【周年譜 上】中共中央文献研究室編(1997)『周 恩来年譜一九四九 - 一九七六』上巻、北京: 中央文献出版社。
- 【中蘇文献】本書編委会編(2009)『中国与蘇聯関係文献滙編(1949年10月—1951年12月)』 北京:世界知識出版社。
- 【朝戦档案 中】沈志華編(2003)『朝鮮戦争:俄 国档案館的解密文件』中冊、台湾:中央研究 院近代史研究所。
- 沈志華(2013)「対日和約与朝鮮停戦談判」同『冷 戦在亜洲:朝鮮戦争与中国出兵朝鮮』北京: 九州出版社、257-272 頁。
- 【毛軍事文稿 上】中共中央文献研究室、中国人 民解放軍軍事科学院編(2010)『建国以来毛 沢東軍事文稿』上巻、北京:軍事科学出版社・ 中央文献出版社。
- 【毛年譜-1】中共中央文献研究室編『毛沢東年譜 1949-1976』第1巻、中央文献出版社、2013年。 劉建平(2010)『戦後日中関係:「不正常」歴史的 過程与結構』社会科学文献出版社。

ロシア語

- Адырхаев, Николай Борисович. Встреча Сталина с японскими коммунистами//Проблемы дальнего востока, 1990, но.2, С.140-147.
- 【KA】華東師範大学冷戦史研究中心所蔵(沈志華 提供)『朝鮮戦争:俄国档案原件』各巻 Капица, М. С. (1996) На разных параллелях. Записки

дипломата, Москва.

- 【КСФ】 "2. Из выступления первого заместителя министра иностранных дел СССР А.А. Громыко на конференции в Сан-Франциско 5 сентября 1951 г." [http://www.ru.emb-japan.go.jp/ RELATIONSHIP/MAINDOCS/san_francisco. html#2 在ロ日本大使館 HP、18.3.7 最終アクセス]
- 【KCO】沈志華、李丹慧収集和整理(2004)『中蘇関係:俄国档案原文復印件滙編』上海:華東師範大学国際冷戦史研究中心
- [КНР] *Мясников В.С.* ред (2010). Китайская народная республика в 1950-е годы. Сборник документов. Том. II, Москва: Памятники исторической мысли.
- 【НСП】 Нота Советского правительства
 Правительствам США, Великобритании и
 Франции о мирном договоре с Германией.

 [http://www.1000dokumente.de/index.
 html?c=dokument_de&dokument=0031_
 not&object=translation&st=&l=ru〕 2018.4.11 最
 終アクセス。
- 【ПСП】 Проект Советского правительства о мирном договоре с Германией [http://www.1000dokumente.de /index. html?c=dokument_de&dokument=0031_not&object=translation&st=&l=ru〕 2018.4.11 最終アクセス。
- 【PA】沈志華提供肖瑜王洋協助整理『俄国档案未編散件(蘇聯史)1950年-1952年』第10巻[沈志華関係者から個別に入手したため正確な所蔵先は不明だが、華東師範大学国際冷戦史研究中心にも存在すると思われる]
- [САО-1] Под ред. Г. Н. Севостьянов, Сост. В. В. Алдошин, Ю. В. Иванов, В. М. Семенов (2004) Советско-американские отношения. 1945-1948, Москва: Международный фонд.
- [CAO-2] Под ред. Г. Н. Севостьянов, Сост. В. М. Семенов, И. В. Макаревич, А. И. Петренко (2006), Советско-американские отношения. 1949-1952, Москва: Международный фонд.

126 松 村 史 紀

The Sino-Soviet Policy toward Japan, 1949-1952:

The Eastern Bloc's Struggle for Overall Peace Treaties with Japan and Germany (3)

MATSUMURA Fuminori

Abstract

Soviet participation in the peace conference with Japan in San Francisco in September 1952 defies simple explanation, given that the decision naturally caused negative conditions for Moscow: the "separate" peaceful settlement led by Anglo-Americans could no longer be overturned; even some discord could arise in the Sino-Soviet cooperation, provided Beijing was not invited to the conference. Why was Moscow determined to attend the conference even in disadvantageous circumstances? Previous research merely regards the Soviet strategy as a useless attempt.

The Kremlin's confidential instructions to its delegation in San Francisco proved, however, that Moscow deeply understood its serious disadvantageous situations. The useless Soviet attempt had other ends. First, Moscow strived to pit its "legitimate" position (i.e., "overall" peace treaty) against the Westerns' "illegitimate" posture (i.e., "separate" peaceful settlement) in the conference because it could consolidate or even expand its political bases in the international arena. The Soviet delegation gave it priority that its "legitimate" assertion could be recorded in detail. Thus Andrei A. Gromyko, the delegate of the Soviet Union, endeavored to secure such an opportunity even by overlooking Anglo-Americans' initiative in the proceedings of sessions.

Second, the Kremlin initiated its offensive posture in another field, the peaceful settlement with Germany, in exchange for suffering a diplomatic defeat in San Francisco. Moscow sought to oppose its own "legitimate" formula (i.e., peace treaty with a unified government of Germany) to the adversary's "illegitimate" programs (i.e., Western integration of Bonn). The effort highlighted in the so-called "Stalin note" which was sent to three Western powers in March 1952 in an effort to take the initiative in German problems.

The Soviet passive and aggressive diplomatic moves respectively in Japan and Germany similarly dispelled its allies' serious suspicions. China was concerned about Soviet unilateral moves related to Japan because Moscow pursued maintaining diplomatic representatives in Tokyo, whilst Beijing could not enjoy a similar opportunity, so far as Taipei secured formal relations with Japan. East Germany also feared the Soviet formula aimed at establishing a unified Germany because it could undermine the German communists' political base. Such a counterproductive process is essential for understanding the Soviet struggle for overall peace treaties with Japan and Germany.

(2018年5月30日受理)